

総合地球環境学研究所研究プロジェクト等実施細則

平成 28 年 3 月 10 日制 定

令和 7 年 3 月 11 日最終改正

(趣旨)

第 1 条 この細則は、総合地球環境学研究所プログラムプロジェクト規則（平成 28 年 3 月 10 日制定規則第 60 号、以下「規則」という。）第 19 条の規定に基づき必要な事項を定める。

(研究プロジェクト等の開始時期)

第 2 条 研究プロジェクトの開始時期は次に定めるとおりとする。

- 一 FR 4 月 1 日
 - 二 PR プロジェクトリーダーの総合地球環境学研究所（以下「研究所」という。）への着任日
- 2 前項第 1 号において、やむを得ない事情により定める時期に開始することができない場合は、研究戦略会議の議を経て開始時期を決定する。
- 3 準備研究の開始時期は次に定めるとおりとする。
- 一 FS 4 月 1 日又は 10 月 1 日
 - 二 IS 4 月 1 日又は 10 月 1 日

(研究プロジェクト等の実施期間の例外)

- 第 3 条 規則第 7 条第 1 項に規定する別に定める場合とは、やむを得ない事情により PR を延長することについて、研究戦略会議が認めた場合に限るものとする。
- 2 前項の規定に該当する場合において、FR の終期は規則第 7 条第 1 項第 1 号により決定された期日を変更しないものとする。
- 3 規則第 7 条第 2 項に規定する別に定める場合については、次に掲げるとおりとする。
- 一 プロジェクトへの移行が認められたにもかかわらず翌年度当初に開始することができない場合
 - 二 規則第 14 条第 1 項第 2 号に定める研究プログラム評価委員会（以下「EREC」という。）の外部評価を受けた FS のうち研究プロジェクト移行が認められなかったものについて、FS 責任者が希望し、プロジェクト等選考委員会が延長を認めた場合
- 4 前項の規定に該当する場合は、翌年度に限り、1 年間を上限として FS を継続するものとする。

(プロジェクトリーダー)

第4条 規則第10条第1号に規定するプロジェクトリーダーは、大学共同利用機関法人人間文化研究機構クロスアポイントメント制度に関する規程（平成27年12月14日規程第134号）の適用者を含むものとし、詳細については所属機関と別途協議するものとする。

（プログラムメンバー及び研究プロジェクトメンバー）

第5条 規則第9条第2項に規定するプログラムメンバー及び規則第9条第4項に規定する研究プロジェクトメンバーは、次のいずれかの資格を満たすものとする。

- 一 研究所に所属する研究者（名誉教授等の称号を授与された者を含む。）
- 二 研究所外の大学その他の研究機関に所属する研究者（名誉教授等の称号を授与された者を含む。）
- 三 大学院生
- 四 その他、プログラムメンバーについては、所長又はプログラム研究部長が承認した者、研究プロジェクトメンバーについては、プログラムディレクターが承認した者

2 所長は、原則として、プログラムメンバー及び研究プロジェクトメンバーについて、人間文化研究機構共同研究員規程（平成16年11月15日人間文化研究機構規程第63号）に基づく共同研究員の委嘱を行う。

（サブリーダー）

第6条 規則第9条第5項の規定にかかわらず、前条第1項第3号に規定する者はサブリーダーとなることができない。

（コアメンバー）

第7条 規則第9条第6項に規定するコアメンバーは、次のいずれかの資格を満たすものとする。

- 一 研究所に所属する研究教育職員、特任研究員、研究員、招へい外国人研究員、客員教員
- 二 研究所外の大学その他の研究機関に所属する研究者
- 三 その他所長が特に研究プロジェクト等の実施に必要と認めた者

（終了プロジェクトメンバー）

第8条 規則第11条第3項に規定する終了プロジェクトメンバーは、対象となる研究プロジェクトのプロジェクトメンバーとして活動歴がある者でなければならない。

2 所長は、原則として、終了プロジェクトメンバーについて、人間文化研究機構共同研究員規程（平成16年11月15日人間文化研究機構規程第63号）に基づく共同研究員の委嘱を行う。

(準備研究の公募手続)

第9条 規則第12条に定める準備研究の公募手続等は、研究戦略会議の議を経て所長が決定する。

- 2 研究所は、公募の実施に当たっては、公募手続等を記載した公募要領、申請様式、研究計画書様式及びその他必要な事項を、電子データやホームページ等の媒体を通じて所内外に公表する。

(準備研究の採択)

第10条 規則第12条に定める準備研究の公募における採択審査の基準は別表第1に定めるとおりとする。

- 2 研究所は、選考結果について応募者に通知する。

(IS から FS への移行)

第11条 規則第13条に定めるISからFSへの移行における審査の基準は別表第1に定めるとおりとする。

- 2 移行手続については、FSへの移行1月前までに開始するものとし、実施に必要な事項は研究戦略会議の議を経て所長が決定する。
- 3 研究所は、選考結果についてIS責任者に通知する。

(FS から研究プロジェクトへの移行)

第12条 規則第14条に定めるFSから研究プロジェクトへの移行における審査の基準は別表第1に定めるとおりとする。

- 2 プロジェクト等選考委員会は、規則第14条に定める審査を行うにあたり、専門領域における学術的基準を満たしていることを判断するため、別表第2に定める観点について所外有識者の意見を聞くことができる。
- 3 移行手続については、研究プロジェクトへの移行1月前までに開始するものとし、実施に必要な事項はプロジェクト等選考委員会の議を経て所長が決定する。
- 4 研究所は、選考結果についてFS責任者に通知する。

(外部評価における評価基準)

第13条 規則第15条第1項及び第2項に定める外部評価に当たっては、別表第3に定める区分に応じた観点から評価を求めるものとする。

(利害関係者の排除)

第14条 規則第12条、第13条及び第14条に定める選考並びに第15条に定める外部評価においては、利害関係者を排除し実施することとし、その詳細は別途定める。

(研究計画及び予算計画)

第 15 条 研究計画は予算計画を含むものとし、各研究プロジェクト等における各年度の計画額の上限は次の表に定めるとおりとする。

研究プロジェクト等	予算計画上限額
FR	50,000,000 円
PR	16,000,000 円
FS	4,000,000 円
IS	1,000,000 円

2 前項の規定にかかわらず、研究プロジェクト等の開始時期が 4 月 1 日とならない場合は、該当する月数に応じた月割りとし、PR の場合は移行月を PR に含め計算する。

(研究計画の変更)

第 16 条 次に定める準備研究について、規則第 6 条に定める研究計画の推進に大幅な影響を与える変更の必要が生じた場合、所属するプログラムのプログラムディレクターの了承により研究計画の変更を行うことができるものとする。

一 IS

二 規則第 14 条第 1 項第 1 号に定める審査前の FS

2 次に定める研究プロジェクト等について、規則第 6 条に定める研究計画の推進に大幅な影響を与える変更の必要が生じた場合、プロジェクト等選考委員会における審議を経て研究計画の変更を行うことができるものとする。

一 規則第 14 条第 1 項第 1 号に定める審査後、同項第 2 号の EREC での外部評価前の FS

二 研究開始が内定している FR

三 研究期間中に深刻な必要が生じた FR

(研究課題名の変更)

第 17 条 各研究段階における研究期間中、研究課題名は変更することができない。

2 前項の規定にかかわらず、英語の研究課題名における軽微な修正の場合は変更することができる。

(その他)

第 18 条 この細則に定めるもののほか、研究プロジェクト等の実施及び CP の成果発信に関し必要な事項は、所長が別に定める。

附 則

- 1 この細則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 総合地球環境学研究所研究プロジェクト実施細則（平成 22 年 12 月 20 日制定）は、廃止する。

附 則

この細則は、平成 30 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 30 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 31 年 4 月 9 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この細則は、令和元年 12 月 10 日から施行する。

附 則

この細則は、令和 2 年 11 月 10 日から施行する。

附 則

この細則は、令和 3 年 11 月 9 日から施行する。

附 則

- 1 この細則は、令和 4 年 11 月 8 日から施行する。
- 2 総合地球環境学研究所研究プロジェクト等の研究計画及び研究課題名変更について（令和 2 年 8 月 21 日所長裁定）は、廃止する。

附 則

この細則は、令和 5 年 5 月 16 日から施行する。

附 則

この細則は、令和 5 年 10 月 10 日から施行する。

附 則

この細則は、令和 6 年 6 月 11 日から施行する。

附 則

この細則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 2（第 12 条関係）については、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

別表第 1（第 10 条、第 11 条、第 12 条関係）

審査基準	
1. 研究の範囲と その重要性	一 問題の所在 ・ 研究は差し迫った地球環境問題を具体的に扱っている。 ・ 提案内容に関連した文献レビューが十分である。

	<ul style="list-style-type: none"> ・社会的状況を踏まえた研究である。 <p>二 独創性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存の研究を踏まえた上で独創性を有する。 <p>三 国際性・学際性・超学際性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複数の国で行われるフィールドワークあるいは研究アプローチとそれらの成果について、国際的な関連性が明確に示されている、あるいは、国際的な枠組みまたはプロセスにつながっている。 ・各研究グループは特定の専門分野にとどまらず、さまざまな学問領域が融合している。 ・統合的な概念と、包括的なリサーチクエスチョンを用いている。 ・ステークホルダーと共同設計をしている。 ・現実社会における変容への貢献が明確に提示されている。
2. 研究提案の妥当性	<p>一 プロジェクトリーダーの資質</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プロジェクトリーダーは学術的に、また研究リーダーシップにおいて優れた人物である。 ・プロジェクトリーダーは社会との連携やマネジメント能力を有している。 <p>二 方法論の適切性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究目的の達成に向けて適切な方法論を明記している。
3. 適切なプロジェクト設計	<p>一 プロジェクト構造の適切性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プロジェクトの構成要素の関連性が明確である。 <p>二 計画の実施可能性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人的・物的資源が目的達成に適切である。 ・予算規模と配分が適切である。

Evaluation criteria	
1. Scope and Importance of the research	<p>Problem to be addressed, Background</p> <ul style="list-style-type: none"> -The research will address a major pressing sustainability challenge in concrete way -The relevant academic literature is reviewed in relation to the proposed research

	<p>-The research is explicitly placed within the societal context</p> <p>Originality</p> <p>-It is shown how the research will be novel in relation to existing research</p> <p>International, Interdisciplinarity, Transdisciplinarity</p> <p>-Meaningful work in multiple countries and/or international relevance of approach and findings clearly worked out / links to international processes</p> <p>-Project organization not based on disciplinary groups</p> <p>-Integrated conceptualization, overarching research questions</p> <p>-Co-designed with stakeholders</p> <p>-Clear indication of how the project will contribute to real-world change</p>
2. Appropriateness of the research proposal	<p>PL qualifications</p> <p>-PL has strong record in publications & research leadership</p> <p>-PL has strong experience as a project manager and social engagement</p> <p>Appropriateness of methodology</p> <p>-Methodology is well-described and best for producing the expected results</p>
3. Sound project design	<p>Appropriate project structure</p> <p>-Project elements are all necessary and well-linked</p> <p>Feasibility of plan</p> <p>-Resources, including human, are sufficient to realize the project goal</p> <p>-Budget size and allocation are appropriate to the project plan</p>

別表第 2 (第 12 条関係)

学術的観点	
1. 研究課題の学術的重要性	<ul style="list-style-type: none"> ・学術的に見て、推進すべき重要な研究課題であるか。 ・研究課題の核心をなす学術的「問い」は明確であり、学術的独自性や創造性が認められるか。

	<ul style="list-style-type: none"> 研究計画の着想に至る経緯や、関連する国内外の研究動向と研究の位置づけは明確であるか。 本研究課題の遂行によって、より広い学術、科学技術あるいは社会などへの波及効果が期待できるか。
2. 研究方法の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> 研究目的を達成するため、研究方法等は具体的かつ適切であるか。また、研究経費は研究計画と整合性がとれたものとなっているか。 研究目的を達成するための準備状況は適切であるか。

Academic perspectives	
1. Importance of the research proposal	<ul style="list-style-type: none"> -Is the research proposal an important and should be promoted from academic perspectives? -Is the “key research question” comprising the core of the research project clearly stated? Is it original and creative? -Does the research proposal explain the circumstances leading to this research proposal, and relevance to global research trends? -Outcomes and positive effects on broader fields, science and technology, the society and other areas can be expected by conducting the proposed project?
2. Validity of research methods	<ul style="list-style-type: none"> -Are the research methods specific and appropriate to achieve the research objective? Are the research expenditures consistent with the research plan? -Is the state of preparation appropriate to achieve the research objective?

別表第 3（第 15 条関係）

区分	外部評価の観点
規則第 15 条第 1 項に定める研究プロジェクトの進捗評価	<ul style="list-style-type: none"> FR 開始からの達成度 今後の方向性の修正 最終目標達成に向けた発信や社会実装の達成度（ただし、終了年度の前年度のみとする。）
規則第 15 条第 2 項に定める研究プロジェクトの最終評価	<ul style="list-style-type: none"> 研究プロジェクトの達成度 プロジェクト期間中のアウトプット 研究プロジェクトの継続性

Classification	External review perspectives
<p>Mid-term evaluation of research project as stipulated in Article 15, Paragraph 1 of the Rules</p>	<ul style="list-style-type: none"> -Progress since the start of Full Research -Amendments in future direction -Dissemination and social implementation toward the final project goals (only the previous year of the final year)
<p>Final evaluation of the research project as stipulated in Article 15, Paragraph 2 of the Rules</p>	<ul style="list-style-type: none"> -Achievement level of the project -Outputs during the project period -Continuity after the project is completed